

行政書士の無料相談

■時間 6月9日(土) 午前10時～午後3時
■場所 黒磯公民館(いきいきふれあいセンター)
■内容 遺言・相続に関すること、終活、内容証明などの作成、法人設立、土地利用、建設業等の許可、自動車の登録に関することなど。予約は必要ありませんが、複雑な相談については、事前に連絡してください。
■問合せ 県行政書士会那須支部事務局 大塚 ☎0287-46-5031



▼会場 那須塩原市役所
▼内容 交通事故など
▼応対者 交通事故相談員 1名

○行政相談
▼日時 6月15日(金)、7月6日(金)午前9時～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 行政上の困りごと
▼応対者 平山英夫行政相談委員
▼問合せ (自宅) ☎⑦5234

○心配ごと相談
▼日時 6月20日(水)午前10時～午後3時
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 身の回りの心配ごと
▼応対者 民生委員 3名
▼問合せ 那須町社会福祉協議会 ☎⑦5133

○不動産相談
▼日時 6月22日(金)、7月3日(火)午後1時30分～3時30分
▼会場 不動産会館県北支部
▼内容 不動産取引など
▼応対者 相談員 2名
▼問合せ 宅建協会県北支部(那須塩原市) ☎⑥6677

○交通事故巡回相談
▼日時 6月22日(金)午前10時～11時20分、午後1時～2時20分
▼会場 那須塩原市役所
▼内容 交通事故など
▼応対者 交通事故相談員 1名

▼予約方法 3日前までに電話で予約し、予約がない場合、巡回相談は実施しません。
▼申込み・問合せ 県民プラザ ☎028・623・2188

○八溝山周辺地域定住自立圏広域無料法律相談
▼日時 7月12日(木)午後1時30分～4時30分(1人20分間)
▼場所 トコトコ大田原
▼内容 法律上の困りごと
▼応対者 弁護士2名
▼定員 18名(要予約)
▼予約方法 7月5日(木)から電話で予約受付を開始し、定員になり次第締め切り
▼申込み・問合せ 大田原市総務課 ☎0287・23・1111

○弁護士による法律相談
▼日時 7月15日(日)午後1時～4時(1人20分間)
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 法律上の困りごと
▼応対者 弁護士 1名
▼定員 8名(要予約)
▼予約方法 6月25日(月)午前8時30分から電話で予約受付を開始し、定員になり次第締め切り
▼申込み・問合せ 総務課総務係 ☎⑦6901

消費の豆知識
雑木林を売却したほうが、別の新たな原野を買わされた。

事例
 宅地建物取引業の免許を持つ業者から、400万円で購入した雑木林の売却を持ちかけられた。断ったが「約5千万円で買い取る」と言われ根負けし、会って話を聞いた。「他の土地と一緒に購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」と説明され、よく分からなかったが、買い手のつかない土地が売れるならと思い、約400万円支払って契約書にサインした。しかし、いつまでも購入費用は返金されず、業者は電話に出ない。契約書を確認すると、雑木林を1200万円で売り、原野を1600万円で購入する契約となっていた。(60歳代 女性)

ハウダ助
 過去に原野商法(値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林等の土地を、将来値上がりするかのようについでに販売する手口)の被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談が見られます。「土地を買い取る」「お金は後で返す」など言

われても、きつぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。
 宅地建物取引業の免許があっても、悪徳な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要です。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。不審な点を感じたら、すぐに消費生活センター等に相談してください。
 困ったときは一人で悩まず相談しましょう。

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「那須町消費生活センター」へ！
■開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
■時間 午前9時～正午、午後1時～4時
■場所 那須町役場内1階東側
■電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ
 土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

▼問合せ
 ○那須町消費生活センター ☎⑦6937
 ○栃木県消費生活センター ☎028・625・2227